

1 議 事 日 程 (2 日 目)

[平成27年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成27年2月27日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第3 議案第2号 財産の取得(史跡地)について
- 日程第4 議案第3号 財産の処分(市有地)について
- 日程第5 議案第4号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第6 議案第5号 市道路線の認定について
- 日程第7 議案第6号 太宰府市行政手続条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 太宰府市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第11号 太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 太宰府市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 太宰府市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第17号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第18号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第19号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第20号 太宰府市子育て支援センター条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について

- 日程第23 議案第22号 太宰府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 太宰府市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第24号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第26 議案第25号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第26号 平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第27号 平成26年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 請願第1号 太宰府市の中学校に専任の学校司書の配置を求める請願
- 追加日程第1 議案第37号 太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第2 議案第38号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	陶山良尚	議員	2番	神武綾	議員
3番	上疆	議員	4番	芦刈茂	議員
5番	小嶋真由美	議員	6番	長谷川公成	議員
7番	藤井雅之	議員	8番	原田久美子	議員
9番	後藤邦晴	議員	10番	不老光幸	議員
11番	渡邊美穂	議員	12番	門田直樹	議員
13番	小柳道枝	議員	15番	佐伯修	議員
16番	村山弘行	議員	17番	福廣和美	議員
18番	橋本健	議員			

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	木村甚治	総務部長	濱本泰裕
地域健康部長	古川芳文	市民福祉部長	中島俊二
建設経済部長	辻友治	上下水道部長	松本芳生
教育部長	堀田徹	会計管理者	今泉憲治
総務課長	友田浩	経営企画課長	山浦剛志
地域づくり課長	藤田彰	市民課長	田村幸光
税務課長	吉開恭一	都市計画課長	今村巧児

文化財課長 菊 武 良 一
監査委員事務局長 渡 辺 美知子

上下水道課長 石 田 宏 二

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 篠 原 司
書 記 松 尾 克 己

議事課長 櫻 井 三 郎
書 記 山 浦 百合子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第1、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第2、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第1号は同意されました。

〈同意 賛成16名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第2号 財産の取得(史跡地)について

○議長(橋本 健議員) 日程第3、議案第2号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番 芦刈茂議員。

○4番(芦刈 茂議員) 議案第2号「財産の取得(史跡地)について」質疑させていただきます。

私は今まで太宰府市は史跡指定地が15%ある、国の補助が8割あつて、県の補助が15%あるということですからこの懸案については賛成してきたわけですが、いろいろちょっとお尋ねしたいと思います。

1、取得地の選定はどこでどのような基準で決められているのか。

2、買い上げ希望者はどれくらいの方が、いろんな言葉の中で待っているのかという言葉は

聞いているわけですが、待っているのか。

3、国から80%、県から15%返ると聞いているが、今回の12億円何がしの金額はいつ返ってくるのか。

4、今回買い上げる土地の固定資産税の総額の金額は幾らだったのか。

以上についてお尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） ご質問の件についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの取得地の選定はどこでどのような基準で決められているのかについてでございますが、毎年9月から10月にかけて史跡地地元代表から構成されます史跡対策委員会を開催をいたしまして、地元からの買い上げ要望を取りまとめをいたしまして、当該年度の買い上げ予定地の選定を行っているところでございます。

次に、2項目めの買い上げ希望者はどのくらいの人が待っているのかということでございますが、平成27年2月26日現在でございますが、103名の方が史跡地の買い上げ要望書の提出をいただいております。

次に、3項目めの国から80%、県から15%返ってくると聞いているが、今回の12億円はいつ返ってくるかということでございますが、本事業の仕組みといたしまして、当該年度に買い上げ総額を史跡地公有化事業債として借入れをいたしまして、買い上げ後、2年間の据え置きの後、8年間元金均等償還を行います。この毎年の利子を含む償還額に対しまして、国から80%、県から15%の補助金が交付される仕組みということになっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 4項目めの固定資産税につきまして、私のほうからご回答させていただきます。

今回、史跡地として買い上げます土地の固定資産税額につきましては、平成26年度分の合計額は15万4,025円でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 3番目で事業債として組んでというお話がありましたが、直近でいいですが、事業債としての残高は幾らあるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 市債の件でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

現在の公共用地先行取得事業債の平成25年度決算になりますけれども、残高といたしましては46億9,300万円となっております。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 46億円あるということは、支払い金利が当然発生するということになるわけでしょうから、46億円の単純に考えて1%から1.5%、約6,000万円ぐらいの支払い利息を払っているというような理解でいいんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今、芦刈議員言われたとおり、そのような利息をお支払いをしております。

○議長（橋本 健議員） 終わりです。

（4番芦刈 茂議員「終わり」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） はい、3回ですから。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 私、従来このことについては賛成してきたわけですが、よくよく考えると今ありましたように支払い金利が6,000万円あるというのはとっても大きい問題ではないかと……。

（「（聴取不能）同じことを言っとる」「一般質問やろうが」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論続けてください。

○4番（芦刈 茂議員） そのあたりのところがありますので、私はもう一度この史跡地買い上げについてはよく見直したがいいんじゃないかなというふうに思いますので、従来賛成してきましたが、賛成しないようにいたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第2号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対1名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第3号 財産の処分（市有地）について

○議長（橋本 健議員） 日程第4、議案第3号「財産の処分（市有地）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第3号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第4号 福岡縣市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長(橋本 健議員) 日程第5、議案第4号「福岡縣市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第4号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第5号 市道路線の認定について

○議長（橋本 健議員） 日程第6、議案第5号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第5号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7と日程第8を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第7、議案第6号「太宰府市行政手続条例等の一部を改正する条例について」及び日程第8、議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第6号及び議案第7号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第8号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第9、議案第8号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第8号は総務文教常任委員会及び環境厚生常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10から日程第16まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第10、議案第9号「太宰府市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」から日程第16、議案第15号「太宰府市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第9号から議案第15号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17から日程第24まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第17、議案第16号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」から日程第24、議案第23号「太宰府市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第16号から議案第23号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第24号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第25、議案第24号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第24号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26 議案第25号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第26、議案第25号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第25号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27と日程第28を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第27、議案第26号「平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第28、議案第27号「平成26年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第26号及び議案第27号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第29 請願第1号 太宰府市の中学校に専任の学校司書の配置を求める請願

○議長（橋本 健議員） 日程第29、請願第1号「太宰府市の中学校に専任の学校司書の配置を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

2番神武綾議員。

〔2番 神武綾議員 登壇〕

○2番（神武 綾議員） 太宰府市の学校司書配置に関する請願について説明をさせていただきます。

紹介議員は、私、神武綾、村山弘行議員、渡邊美穂議員、長谷川公成議員、上疆議員です。

請願者は、小・中学校で朝読書の時間や昼休みなどに読み聞かせボランティアを長年続けられ、読み聞かせだけでなく、子どもたちの読書環境について学習会を開催したり、市外先進地の視察、学校現場の聞き取りなど、熱心に取り組んでおられます。子どもと本との豊かな出会いを願う会の方々です。

それでは、お手元に配付させていただいております請願書を読み上げさせていただきます。

「太宰府市の中学校に専任の学校司書の配置を求める請願」。

要旨。市内の中学校全校に、子どもたちが学校にいる時間勤務する専任の学校司書を常時配置してください。

理由。平成25年度の3月議会において、「太宰府市の学校司書の配置に関する請願」を提出したところ、全会一致で可決し、平成27年度の国の学校司書の法制化に先駆け、平成25年度より全小学校は司書が配置され、中学校においては学校図書館支援事業が始まり、市民図書館より司書が週3回の学校図書館業務に入っています。

市民図書館の司書は、市民図書館での業務もあり、時間も限られる中で十分な中学校図書館の支援をできていないのが現状です。

1、学習、情報センターとしての学校図書館であるために。

中学生になれば、どの教科も、より詳しい知識が必要になります。

また、ある程度、自分で調べ学習をする時間が多くなるため、図書館に専門知識を持つ学校

司書が常駐していれば、いつでも目的に応じた資料を手渡すことができます。安易にインターネットに頼るのではなく、膨大な資料の中から自分の求めているものを選択するとともに、専門知識を持つ学校司書の助言を得ることで、多面的な視野が育ち、子どもたちの可能性も広がります。

2、読書センターとしての学校図書館であるために。

①小学校よりも複雑な人間関係の中、多感な時期の子どもの心に寄り添う存在、相談できる大人としての学校司書の存在は大きいと思われます。昨今、いじめや不登校といった問題を抱える学校において、本を通しての心の回復、静かに読書ができる、自主的に学習ができる場所は必要不可欠です。

②中学生は、勉強や部活に多忙となり、悩みも増えてきます。だからこそ、時として本を読み、心を耕すことも必要です。本の好みが偏りやすくなる思春期に、違う目線で、自分に合った本を手渡してくれる存在があれば、世界観が広がり、生きる力へつながります。

以上のことから、太宰府市の未来を担う大切な子どもたちの豊かな心の育ちと、中学生に合った高度な学習支援機能を発揮できる学校図書館づくりを進めるため、中学校における専任の学校司書の配置を強く要望いたします。

平成27年2月19日。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1と追加日程第2を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

追加日程第1、議案第37号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」及び追加日程第2、議案第38号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 平成27年太宰府市議会第1回定例会2日目を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、条例改正2件の議案の審議をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第38号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」までの議案につきましては関連がございますので、あわせてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、昨年の人事院勧告に伴い、平成27年4月1日から給与制度の総合的な見直しが行われることとなっております。主な内容といたしましては、給料の平均2%程度の引き下げ、地域手当の引き上げとなっております。

本市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に従いまして改正するものでございます。

以上、添付資料の新旧対照表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第37号及び議案第38号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月9日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時23分

~~~~~ ○ ~~~~~